

国土交通省における 流域治水の推進に向けた取組

令和 7 年 2 月 1 9 日
国土交通省 水管理・国土保全局

■ 流域治水プロジェクト2.0

■ 特定都市河川制度を活用した流域治水の推進

■ 流域治水の取組事例

- (北海道) 民間企業との連携
- (東北) 「田んぼダム」の普及
- (関東) 地域防災リーダーの育成
- (北陸) 国・県・市の連携した対応
- (中部) 特定都市河川制度の活用
- (近畿) 河川空間の多目的活用
- (中国) 防災集団移転促進事業
- (四国) 自治体における条例の策定
- (九州) 関係機関と協力した防災教育の推進
- (九州) 大学のグラウンドを活用した貯留施設

流域治水プロジェクト2.0

- 全国109の一級水系全てにおいて、総勢2000を超える国、都道府県、市町村、民間企業等の機関が参画し、流域治水協議会を設置。
- 地方整備局に加え、地方農政局や森林管理局、地方気象台が協議会の構成員として参画するなど、省庁横断的な取組として推進。

あらゆる関係者と協働する体制として協議会を設置



流域治水協議会開催の様子

流域治水プロジェクト

- 「流域治水プロジェクト」は、国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダム的事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたものであり、R2年度に全国109の一級水系、R5年度までに約600の二級水系で策定・公表。
- 今後、関係省庁と連携して、プロジェクトに基づくハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化するとともに、対策の更なる充実や協働体制の強化を図る。

<流域治水プロジェクトの見える化>

指標を活用した流域治水プロジェクトの更なる推進

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

② 被害対象を減少させるための対策

③ 被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

～流域治水プロジェクトに関する主な指標～



流域治水プロジェクト2.0

- 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し、R5年度に『流域治水プロジェクト2.0』に更新。

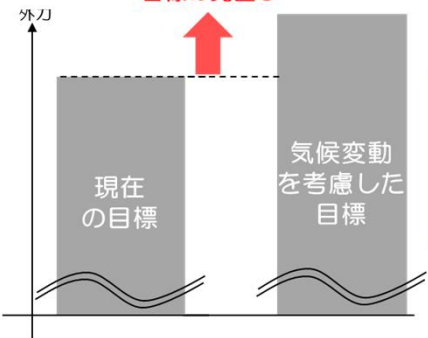
現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
- ⇒ 現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を早期に確保するため、あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図る

気候変動の影響を考慮した目標の見直し



関係者間で気候変動への対応手法を検討し、認識を共有

<例> 荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会

【構成員】

- | | | |
|-------|--------|-------------|
| ・千代田区 | ・足立区 | ・東京都 |
| ・中央区 | ・葛飾区 | ・気象庁東京管区気象台 |
| ・港区 | ・江戸川区 | ・国土交通省 |
| ・新宿区 | ・立川市 | |
| ・文京区 | ・武蔵野市 | |
| ・台東区 | ・三鷹市 | <オブザーバー> |
| ・墨田区 | ・青梅市 | ・農林水産省 |
| ・江東区 | ・小金井市 | ・関東農政局 |
| ・渋谷区 | ・小平市 | ・関東地方環境事務所 |
| ・中野区 | ・東村山市 | ・JR東日本 |
| ・杉並区 | ・東大和市 | ・京成電鉄 |
| ・豊島区 | ・清瀬市 | ・川口市 |
| ・北区 | ・東久留米市 | ・蕨市 |
| ・荒川区 | ・武蔵村山市 | ・戸田市 |
| ・板橋区 | ・西東京市 | |
| ・練馬区 | ・瑞穂町 | |

流域治水プロジェクト2.0（広島県 太田川水系の事例）

○太田川水系では、流域治水を計画的に推進するため、令和2年8月「太田川流域治水協議会」を設立し、令和3年3月に太田川水系流域治水プロジェクトを策定。その後、気候変動の影響による降水量の増大に対して、早期に防災・減災を実現するため、流域のあらゆる関係者による、様々な手法を活用した対策の一層の充実を図り、太田川水系流域治水プロジェクト2.0を令和5年8月に策定。国、県、地元自治体等が連携して「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策」を実施していくことで、社会経済被害の最小化を目指す。

太田川流域治水協議会の開催状況

		日時	議題	出席者
令和2年度	第1回	R2. 9. 28 (書面開催)	・太田川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ】	広島市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、府中町、安芸太田町、北広島町
	第2回	R3. 3. 17 (書面開催)	・太田川水系流域治水プロジェクト【案】本編 【案】参考資料	
令和3年度	第1回	R4. 2. 18 (書面開催)	・太田川水系流域治水プロジェクト【位置図】 【位置図】グリーンインフラ 【ロードマップ】	広島県（農林水産局、西部建設事務所、西部建設事務所東広島支所、西部建設事務所廿日市支所、西部建設事務所安芸太田支所、広島湾港湾振興事務所） 気象庁広島気象台 林野庁近畿中国森林管理局 広島森林管理所 国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所 広島西部山系砂防事務所 温井ダム管理所 農林水産省中国四国農政局 農村振興部 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 広島水源林整備事務所
	第2回	R4. 3. 22 (書面開催)	・太田川水系流域治水プロジェクト【事業効果（大臣管理区間）の見える化】 【流域治水の具体的な取組】	
令和5年度	第1回	R5. 6. 7	・太田川水系流域治水プロジェクトについて各機関の取り組み状況の報告	(オブザーバー) 農林水産省中国四国農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官 中国電力株式会社 西部水力センター長
	第2回	R5. 8. 4	・太田川水系流域治水プロジェクト2.0【案】	
	第3回	R6. 3. 1	・太田川水系流域治水プロジェクト2.0【案】	
令和6年度	第1回	R6. 5. 16	・流域治水の自分事化計画について	



令和5年度 第1回 太田川流域治水協議会の様子
(対面 & WEB形式にて実施)



令和5年度 第2回 太田川流域治水協議会の様子
(対面 & WEB形式にて実施)

太田川水系 流域治水プロジェクトの内容

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・高潮堤防・護岸整備、河道掘削、堤防整備、排水機場整備 等
- ・既設ダムの有効活用及び新規ダムの調査・検討
- ・ポンプ場の改築等
- ・調整池の改良、貯留管等の整備
- ・雨水幹線の整備、改築
- ・雨水の流出抑制に関する指導
- ・森林の整備・保全、治山施設の整備
- ・利水ダム等(温井ダム、立岩ダム、樽床ダム等9ダム)における事前放流の実施、体制構築(関係者:国、中国電力(株)等)
- ・砂防堰堤の整備
- ・土砂・洪水氾濫対策の検討
- ・改修又は廃止する農業用ため池について活用を推進
- ・農地等の保全 等

■被害対象を減少させるための対策

- ・立地適正化計画における防災指針の作成
- ・止水板の設置に対する助成
- ・市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入
- ・まちづくりとの連携(災害に強いまちづくり)

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・多機関連携型タイムラインの推進
- ・出前講座を活用した防災教育の推進
- ・水防訓練の実施
- ・洪水時の河川情報の見える化(水位・映像等)
- ・ハザードマップの作成・周知
- ・水防活動の効率化及び水防体制の強化
- ・洪水予想の高度化
- ・河川管理施設の自動化・遠隔化(DX)
- ・デジタル技術を活用した災害リスクの可視化(DX)
- ・三次元河川管内図の整備(DX)
- ・BIM/CIM適用による三次元モデルの積極的な活用(DX)
- ・水害リスクデジタルマップの拡充・オープンデータ化(DX)
- ・まちづくりとの連携(防災拠点の整備)
- ・マイタイムラインの作成支援
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援
- ・民間企業におけるBCP作成支援 等

流域治水プロジェクト2.0（広島県 太田川水系の事例）

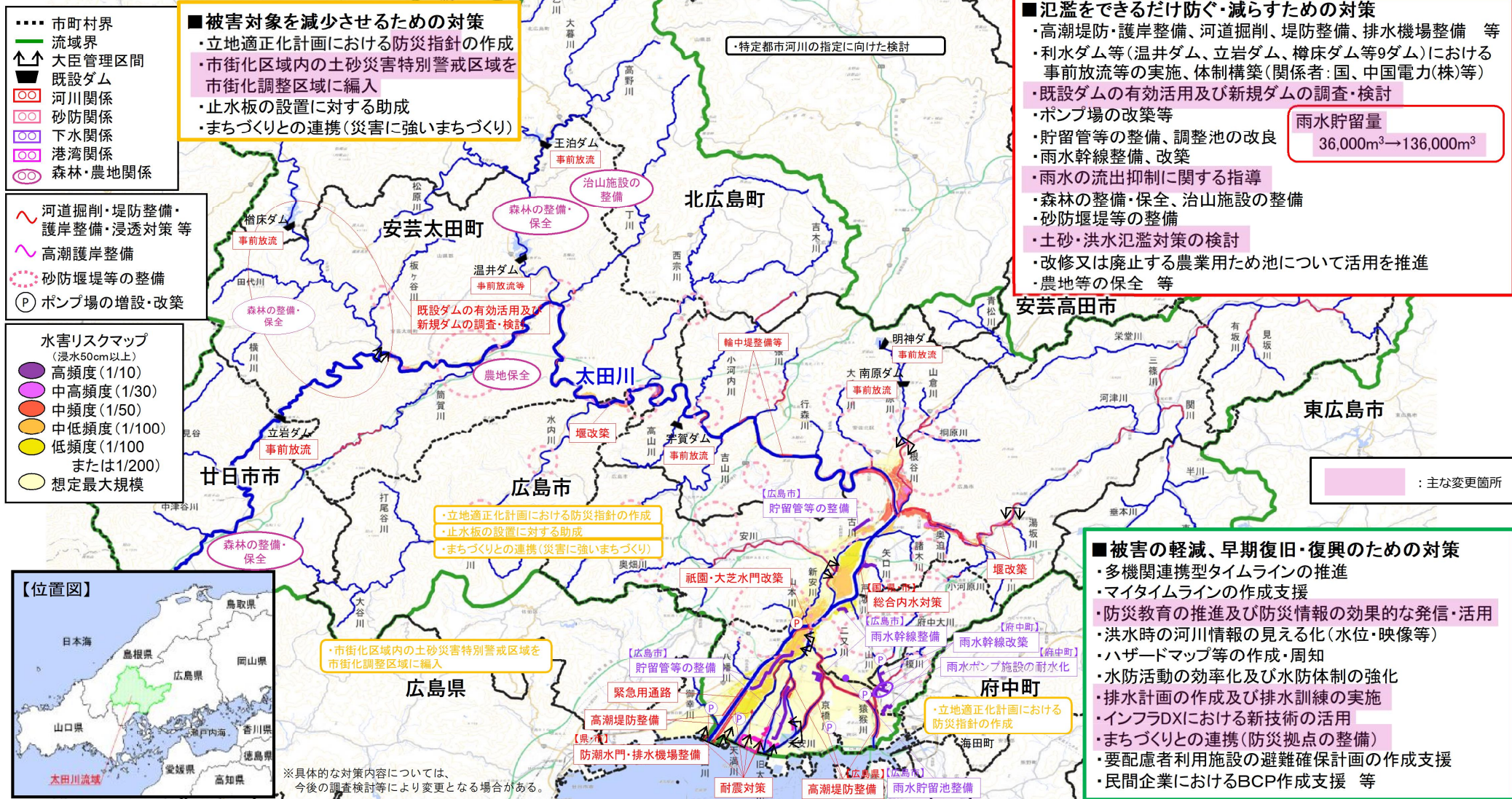
太田川水系流域治水プロジェクト【位置図】

R6.3更新



～水の都ひろしまを守る流域治水対策の推進～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したこと等を踏まえ、太田川水系においても以下の取り組みを一層推進していくものとし、更に大臣管理区間において、下流デルタ域および下流部では、気候変動（2℃上昇）下でも目標とする治水安全度（年超過確率1/100程度の洪水）を維持するため、戦後最大流量を記録した平成17年9月洪水等に対し、2℃上昇時の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水を、安全に流下させることを目指すとともに多自然川づくりを推進します。あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信などの取り組みを実施し「逃げ遅れゼロ」を目指します。
- 気候変動の影響に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化という新たな課題や、流域の土地利用の変遷に伴う保水・遊水地域の減少等を踏まえ、将来に渡って安全な流域を実現するため、浸水リスクが高い地域において特定都市河川浸水被害対策法の指定の検討を含め流域対策の強化を進めます。



流域治水プロジェクト2.0（広島県 太田川水系の事例）

太田川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～水の都ひろしまを守る流域治水対策の推進～

R6.3更新



戦後最大洪水等に対応した
河川の整備（見込）



整備率:87%

（概ね5か年後）

農地・農業用施設の活用



6市町村

（令和5年度末時点）

流出抑制対策の実施



14施設

（令和4年度実施分）

山地の保水機能向上および
土砂・流木災害対策



治山対策等の
実施箇所 3箇所
（令和5年度実施分）
砂防関係施設の
整備数 20箇所
（令和5年度完成分）
※施行中 41施設

立地適正化計画における
防災指針の作成



2市町村

（令和5年7月末時点）

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水想定
区域 70河川
（令和5年9月末時点）

内水浸水想定
区域 3団体
（令和5年9月末時点）

高齢者等避難の実
効性の確保



避難確保
計画 洪水 1,485施設
土砂 934施設
（令和5年9月末時点）
個別避難計画 5市町村
（令和5年1月1日時点）

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

〇貯留管等の整備（広島市）

床上浸水被害の解消・軽減を図るため、貯留管（雨水幹線）及びポンプ施設の段階的な整備を行います。

貯留管の整備後は、10年確率降雨（53mm/h）の雨に対して、約7割の浸水被害を軽減する効果が見込まれます。

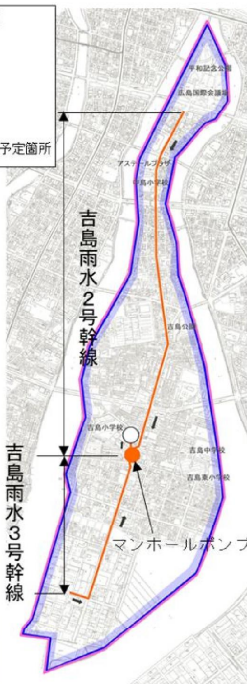
整備メニュー



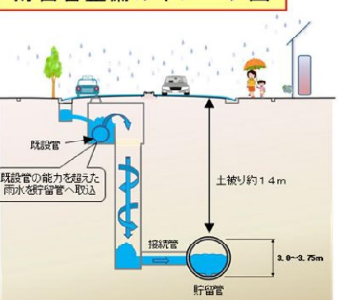
【整備メニュー】

- 吉島雨水3号幹線（管径3,000mm）
- 吉島雨水2号幹線（管径3,750mm）
- マンホールポンプ

短期 整備完了予定箇所



貯留管整備のイメージ図



被害対象を減少させるための対策

〇立地適正化計画における防災指針の作成（広島市、府中町）

立地適正化計画制度は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、公共交通によるアクセスの利便性が高い区域に居住機能や都市機能を誘導するエリアを設定して、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進しようとするものです。

・広島市

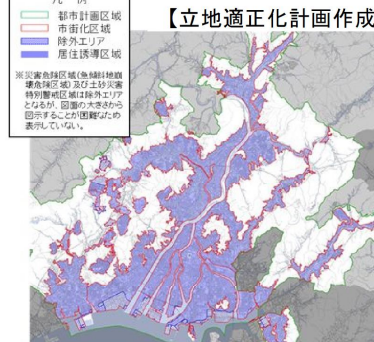
平成31年1月に立地適正化計画を作成しており、そのうち居住誘導区域については災害危険区域や土砂災害特別警戒区域を除外した区域としています。

現在、都市の防災に関する機能を確保するための防災指針を追加する、立地適正化計画の改定に取り組んでいます。

・府中町

現在、防災指針を盛り込んだ立地適正化計画を作成中です。（令和6年3月完成予定）

【立地適正化計画作成事例：広島市】



【居住誘導区域】

被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

〇マルチハザード対応の 多機関連携型タイムラインの推進 （国土交通省、広島県、広島市、府中町、安芸太田町）

洪水、大潮、土砂災害のハザード別のステージ毎に関係機関がとるべき項目がわかるようタイムラインを作成しました。令和元年度から試行運用を実施し、毎年、出水後に運用実績に基づき振り返り、課題があれば改善を行っています。



マルチハザード対応の 多機関連携型タイムラインの策定



流域治水プロジェクト2.0

- 流域治水の最新動向について情報提供及び先行河川の事例を参考に、流域治水に携わる各担当者のスキルの底上げを図ることを目的に、「流域治水に係る地方行政担当者向け意見交換会」を地方ブロック毎に開催。
- 国交省・農水省・林野庁の担当者も参加し、流域治水施策に関する新たな制度や取組みを共有。

■ 流域治水に係る地方行政担当者向け意見交換会

<例> 四国ブロック流域治水行政担当者会議

1 日目の概要

- 日 時: 令和6年7月17日(水) 14:00～17:00
- 会 場: 大洲市役所 2階大会議室 (WEB併用)
- 参加人数: 対面85名、WEB 約200名
- 次 第:

○ 各省庁各局からの情報提供

国土交通省 水国局・都市局・住宅局
農林水産省、林野庁、(独)UR都市機構

○ 講演 小さな「流域治水」のすすめ

～流域治水の展望と課題～

滋賀県立大学環境科学部 瀧健太郎教授

○ 四国地方での取組状況の共有

以下の機関より取組状況を紹介。

- ・徳島県; 徳島県水管理条例
- ・香川県; ため池の保全・活用
- ・愛媛県; えひめ流域治水推進プロジェクトチーム
- ・高知県; 日下川の特定期都市河川指定
- ・大洲市; 水災害リスクを踏まえた防災まちづくり
- ・中国四国農政局; 「田んぼダム」キャラバン
- ・四国森林管理局; 治山対策、森林整備対策

○ 会場からの意見

- ・瀧先生の講演を聞いて、会場のみなさんも、流域治水をやれそう、楽しそう、取り組んでみたいという気がしてきたと思う。その気持ちを持ち帰って一歩でも進めてほしい。
- ・大洲市の「流域治水の目指す姿」の Scope 1～3 (まず自分→地域へ→流域へ) の設定に胸を打たれた。
- ・今後、県内の河川整備計画を策定・変更するうえで、流域治水の観点で今後も検討していきたい。

会場の様子



本省 治水課
栗本課長補佐



滋賀県立大学
瀧 教授



講演資料: 小さな「流域治水」のすすめ

2 日目の概要

- 日 時: 令和6年7月18日(木) 8:30～12:00

- 現 場: 大洲市、西予市

- 参加人数: 約80名

- 視察内容:

○ 都谷川箇所

- ・愛媛県; 都谷川流域水害対策の概要
- ・大洲市; 大洲地域のまちづくりの説明
- ・大洲河川国道事務所; 都谷川排水機場整備

○ 富士山展望台

- ・大洲河川国道事務所; 肱川の特徴、H30.7豪雨の概要

○ 河川激甚災害対策特別緊急事業箇所

- ・大洲河川国道事務所; 肱川緊急治水対策(ハード対策)

○ 西予市田んぼダム

- ・西予市; 西予市田んぼダムの取組について



都谷川箇所



河川激甚災害対策
特別緊急事業箇所



富士山展望台



西予市田んぼダム箇所

特定都市河川制度を活用した流域治水の推進

- 特定都市河川・流域では、河川整備の加速化とともに雨水の流出抑制や水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の対策を推進。
- そのために、① 3つの要件を満たす河川を特定都市河川として指定後、②流域の関係者で構成する「流域水害対策協議会」を設置し、③浸水被害防止の対策等をまとめた「流域水害対策計画」を策定。

■ 特定都市河川指定から対策実施までの流れ

特定都市河川の指定要件

以下の要件1～3のすべてに該当

要件1 都市部を流れる河川

要件2 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ

要件3 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難



① 特定都市河川指定

② 流域水害対策協議会設置※

※都道府県は任意

③ 流域水害対策計画策定

浸水被害防止に向けて対策を実施

浸水被害防止の対策

【河川整備】

- ・河道掘削
- ・遊水地の整備
- ・排水機場の整備
- ・輪中堤の整備

【下水道整備】

【流出抑制対策】

- ・雨水浸透阻害行為の許可
- ・雨水貯留浸透施設の整備
- ・田んぼダムの取組
- ・ため池の活用

【保全調整池の指定】

【浸水被害防止区域の指定】

【貯留機能保全区域の指定】

など

特定都市河川制度を活用した流域治水の推進

■ 特定都市河川の指定等の状況

(令和7年1月28日時点)

特定都市河川浸水被害対策法の
平成16年5月施行以降、

30水系382河川 が指定済み

改正法の

令和3年11月改全面施行以降、

22水系318河川 が指定済み

指定済み 30水系382河川

法改正後 22水系318河川 約3年間

(令和 3年11月1日 改正法全面施行)

R6年度 6水系 55河川

R5年度 11水系159河川

R4年度 4水系 86河川

R3年度 1水系 18河川

法改正前 8水系 64河川 約17年間

(平成15年6月11日公布)

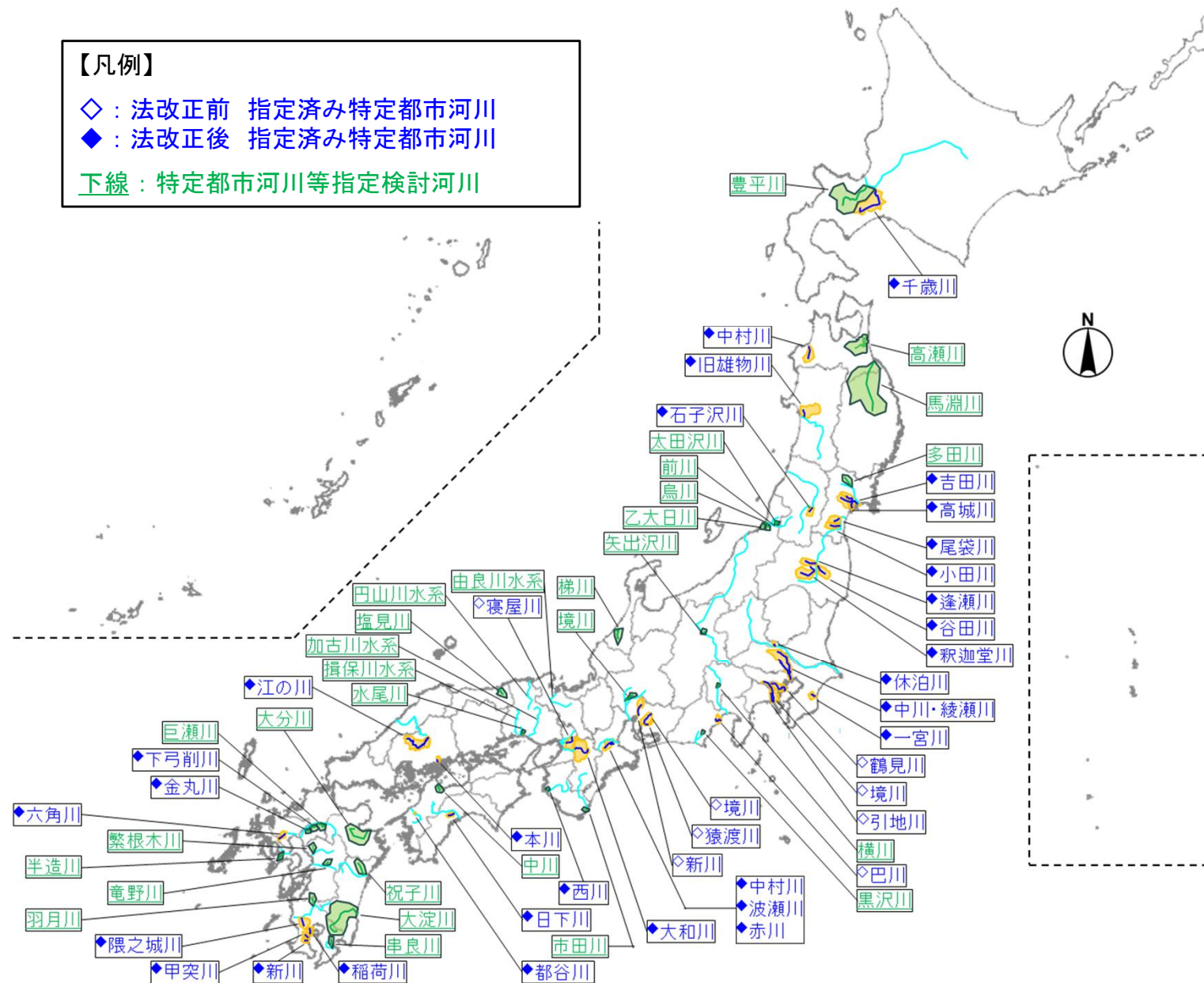
(平成16年5月15日施行)

【凡例】

◇：法改正前 指定済み特定都市河川

◆：法改正後 指定済み特定都市河川

下線：特定都市河川等指定検討河川



白地図(国土地理院)を加工して作成
水系が記載された河川は水系内の指定対象について検討中(図は本川直轄区間のみ表示)

特定都市河川制度を活用した流域治水の推進

■ 特定都市河川制度に基づく取組み

雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による1,000m²※以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**



雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することが**できる**
制度を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≥30m³（条例で0.1–30m³の間で基準緩和が可能）

- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする
被災前に安全な土地への移転を推進（防災集団移転促進事業※等）



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

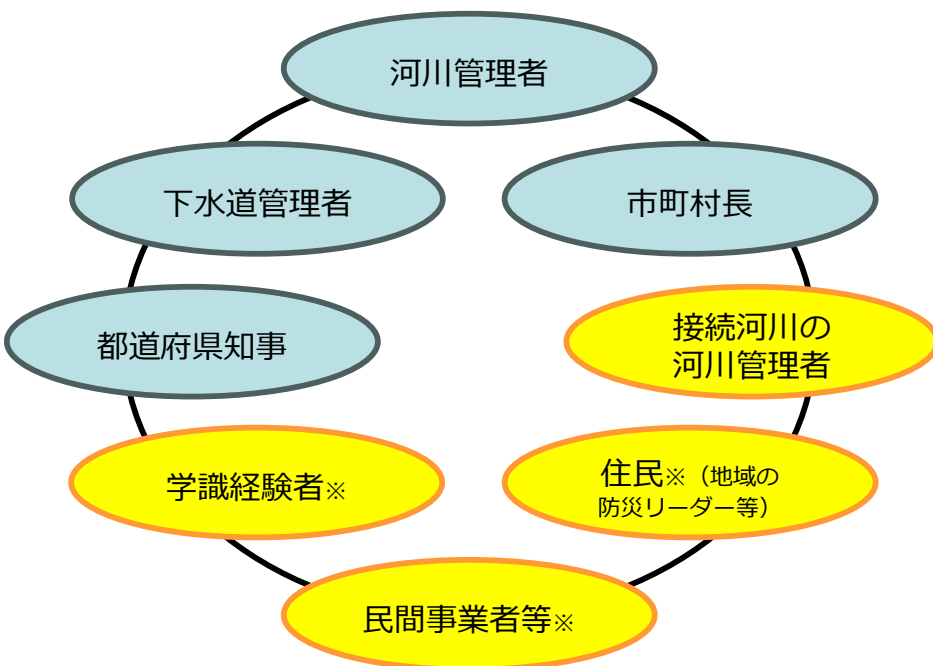


貯留機能を有する土地のイメージ

特定都市河川制度を活用した流域治水の推進

- 特定都市河川流域における関係者一体となった浸水被害対策を一層促進するため、令和３年11月に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法により、河川管理者、都道府県知事、市町村長、下水道管理者、当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者、その他の流域水害対策計画の策定主体が必要と認める者（学識経験者、河川協力団体、住民等、雨水貯留浸透施設設置者等）も参画する『流域水害対策協議会制度』が創設。

■ 流域水害対策協議会



＜協議事項＞

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・流域水害対策計画の実施に係る連絡調整

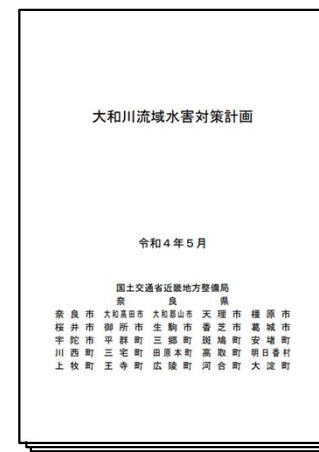
＜例＞大和川流域水害対策協議会

【構成員】

- ・近畿地方整備局（局長、建政部長、河川部長）
 - ・奈良県（知事、総務部長、危機管理監、水循環・森林・景観環境部長、食と農の振興部長、県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長）
 - ・流域内25市町村の長
 - ・下水道管理者
 - ・近畿農政局（農村振興部長）
 - ・奈良森林管理事務所長
 - ・近畿地方環境事務所長
 - ・奈良財務事務所長
 - ・奈良地方気象台長
 - ・奈良県防災士会理事長
- 
- 大和川流域水害対策協議会の設立



＜大和川流域水害対策計画の策定（R4.5）＞



特定都市河川制度を活用した流域治水の推進

- 特定都市河川浸水被害対策法に関する各制度の円滑な活用促進・横の連携構築のため、実務担当者会議を開催。

■ 特定都市河川浸水被害対策法に関する実務担当者会議

＜例＞西日本ブロック特定都市河川実務担当者会議

- 日 時 〔会議〕令和6年2月6日（火）14:00～17:00
〔現地〕令和6年2月7日（水）9:30～10:30
- 会 場 〔会議〕中国地整建政部棟 3階 第1・2会議室
〔現地〕大州雨水貯留池（マツダスタジアム地下）
- 参加者 対面：約70名、WEB：約250名
- 次 第
 - 本省からの連絡事項
 - 各地域の取り組み紹介 広島県、愛媛県、佐賀県
 - 先行事例紹介
 - ・ 雨水浸透阻害行為に係る許可審査事務（大阪府、大阪市、東大阪市）
 - ・ 区域指定の検討状況（奈良県）
 - 提案議題検討

○ 会議（1日目）



＜意見交換・事例共有の主な内容＞

- ① 雨水浸透阻害行為に係る許可審査事務の体制について
 - ・ 県で審査マニュアルを作成し、審査事務を移譲している市に活用頂いている。必要に応じ、市からの相談を受け付け。
 - ・ 許可審査事務を専任で行う職員1名、他業務との兼務で2名の計3名体制で年間100件以上の事務を遂行。窓口や記載項目・書類不備の事務的チェックのため、非常勤職員の導入事例もあり（技術的判断は土木職員が担当）。
 - ・ 開発規模に応じて、本庁と出先で役割分担しながら体制構築することを検討中。
- ② 雨水浸透阻害行為の許可審査の基準について
 - ・ 流出係数等について、条例等により独自に基準を持っている場合においても、法・独自基準の双方を包含する調整池等を整備するよう事業者に対して指導している事例が多数。
 - ・ プラスチック製の貯留施設等、民間では新技術の開発も進んでおり、許可側の知見のアップデートも必要。
 - ・ 開発規模を分割・時期をずらして申請する申請逃れや、無許可開発への対応について先行自治体より紹介あり。見落としを防ぐため、他部局との日頃からの連携・情報共有や開発行為に対してまずは一報が入る環境づくりが重要。
- ③ その他
 - ・ 困りごとを気軽に相談し合える、担当者間のネットワークを構築することは重要。

○ 現地視察（2日目）

広島市案内のもと、大州雨水貯留池を視察



- ◆ 渚滑川流域の紋別市は、水産業とともに酪農業も基幹産業となっており、**オホーツクの食料生産基地**となっている。
- ◆ 流域内は広大な酪農地帯が広がっているが、**低平地であるため水災害に対するリスクの解消が課題**となっている。
- ◆ 「よつ葉乳業(株)オホーツク北見工場」はオホーツク地域で生産される生乳の大部分を受け入れている工場で、**乳製品製造拠点**となっていることから、**事業継続計画の策定や、防水壁の設置を実施**。また、紋別市、河川管理者と意見交換等を行いながら、更なる流域治水の促進、事業継続計画の充実に向けて、検討を進めている。



地域を支える民間企業（乳製品製造拠点）による、事業継続対策強化の取組

北海道のおいしさをまっすぐ。
よつ葉

■よつ葉乳業(株) オホーツク北見工場

渚滑川流域及び周辺地域では、過去に米作りが行われていたが、相次ぐ冷害から畑作や酪農に転換した。特に酪農は飛躍的に発展し、オホーツク地域の生乳生産量は昭和50年に約24万tであったのが、40年後の平成27年には55万tと倍以上の伸びとなっている。

中でも、よつ葉乳業(株)オホーツク北見工場は、昭和49年に建てられ、地域酪農活性化の一翼を担っている。



※写真出典：
よつ葉乳業(株)ホームページ

流域治水の取組・事業継続計画の充実に向けて意見交換

- よつ葉乳業(株)オホーツク北見工場、紋別市、河川管理者の三者で、水害リスクや流域治水の取組に関する意見交換等を実施するとともに、工場内で取り組んでいるソフト、ハード対策に関して共有を行い、更なる取組に向けて意識の醸成を図った。



流域治水の取組紹介・理解促進



工場内部の水害対策の紹介



防水壁・嵩上げ井戸の状況

高リスクに晒される乳製品製造拠点

渚滑川が抱える水害リスク



工場が高リスクに位置

- オホーツク北見工場は渚滑川流域の低平地に位置することから、高頻度での水害リスクの影響を大きく受ける。
- 近年、頻発する大規模水害に備え、**防水壁を設置し浸水対策を講じるとともに、災害後の迅速な事業再開を図るため事業継続計画(BCP)を策定**。



高頻度浸水想定に対応する防水壁の設置

- 東北管内各水系において田んぼダムの取組を推進中であるが、宮城県大崎市をはじめとした1市4町、関係土地改良区、関係農業組織、宮城県（農政部、地方振興事務所）が構成員となり、「宮城県田んぼダム実証コンソーシアム」を令和3年6月14日に設立し、田んぼダム実証、普及ワーキング・シンポジウムの開催や出前講座等による啓発活動を実施中。

『宮城県田んぼダム実証コンソーシアム』設立

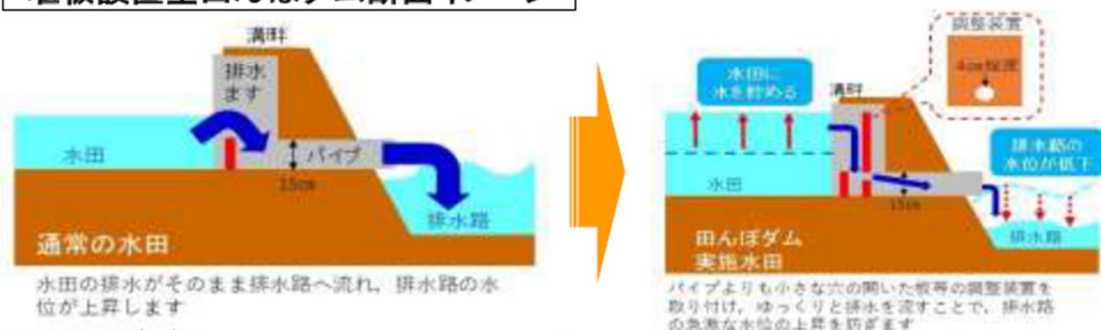


[R3.6.14設立]

令和3年度から令和5年度までの3ヵ年、大崎市千刈江地区において、「田んぼダム導入促進・効果検証モデル事業」として、堰板設置型の田んぼダムとスマート田んぼダムを設置しその効果の検証を行っています。

また、田んぼダム実証、普及ワーキング・シンポジウムの開催や出前講座等による啓発活動を実施中。

堰板設置型田んぼダム断面イメージ



○ 田んぼダム 実証・普及ワーキング (R3.7.29, R3.11.4)



田んぼダム実証・普及ワーキングの開催状況

○ 啓発活動(出前講座)実施状況



古川第五小学校

○ シンポジウムの開催(R4.6.10開催)



地元の小中校の4校で学習教育と連携した広報活動について(宮城県)



大崎市「千刈江地区」での田んぼダム効果検証結果について(新潟大学自然科学系(農学部))



※令和4年開催チラシ
※令和5年度は6月12日に開催

■ 対策事例 【小貝川流域治水プロジェクト：下館河川事務所】

『地域防災リーダーの育成（マイ・タイムラインリーダー認定制度の推進）』

3.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

(3)避難体制等の強化

・地域防災リーダーの育成

- マイ・タイムラインを普及し、地域に防災・減災活動を根付かせていくため、その推進活動ができる人材の育成を進めています。
- 本制度は、防災・減災の知識や経験を有し、地域に発信できる人をマイ・タイムラインリーダーとして認定し、マイ・タイムラインを軸に防災・減災活動を地域に根付かせることを推進する制度です。



マイスター 認定条件
10回以上のマイ・タイムラインの作成指導

A級 認定条件
5回以上のマイ・タイムラインの作成指導

B級 認定条件
3回以上のマイ・タイムラインの作成補助

C級 認定条件
事務局主催のマイ・タイムラインリーダー認定講座に参加し、マイ・タイムラインを作成

認定証の昇級制度

地区等のマイ・タイムライン作成講座における役割(支援)

講師として支援

講師補助として支援



マイ・タイムラインリーダー認定講座（茨城県下妻市）



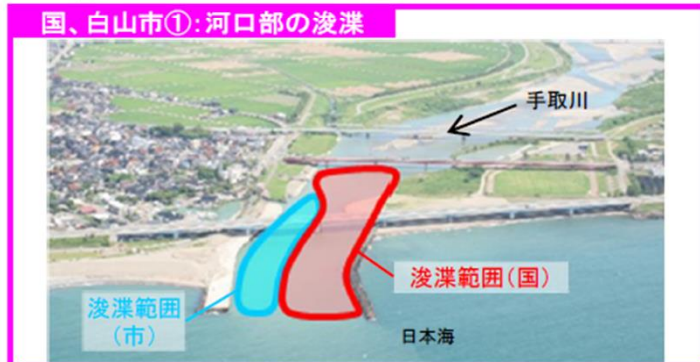
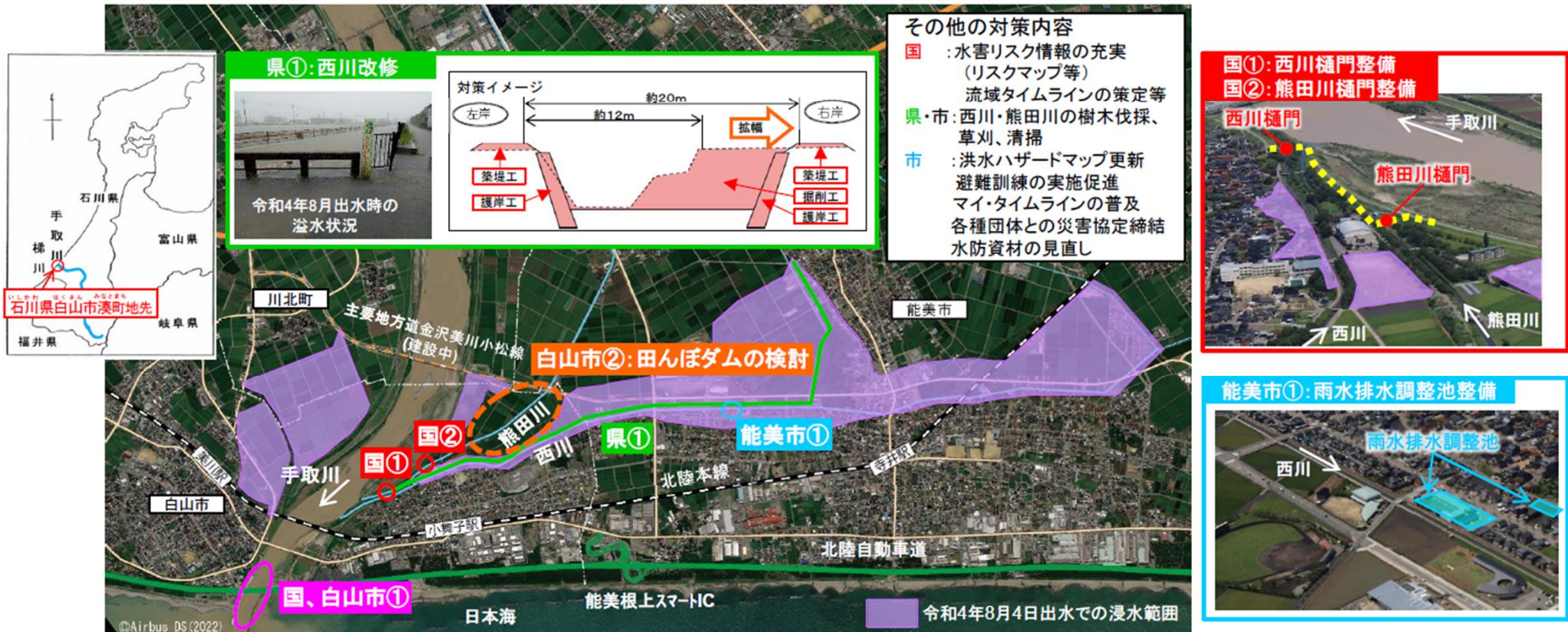
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、オンラインで「マイ・タイムラインリーダー認定講座」を実施。「講師：気象予報士」



小貝川流域治水協議会構成員のうち、上記と類似・同様の取組を行っている市町村

宇都宮市・真岡市・さくら市・益子町・市貝町・芳賀町・高根沢町・龍ヶ崎市・下妻市・常総市・取手市・つくば市・守谷市・筑西市・つくばみらい市

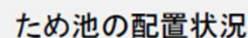
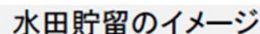
- 令和4年8月豪雨で手取川の支川西川・熊田川沿川では、甚大な浸水被害が発生しました。
- これを受け、流域のあらゆる関係機関で連携し、国による西川・熊田川への手取川本川の逆流を防ぐための樋門整備、県による西川の河川改修、市による雨水排水調整池の整備等の流域治水対策を推進しています。



主なハード対策実施内容		
事業主体	国土交通省	国①: 西川の樋門新設 国②: 熊田川の樋門新設
	石川県	県①: 西川の河川改修(掘削、築堤、護岸)
	能美市	能美市①: 雨水排水調整池整備
	国土交通省、白山市	国、白山市①: 河口部の浚渫

開発による流出増加の抑制

流域内での貯留



貯留機能保全区域のイメージ



16

- 大和川遊水地（窪田、保田）について、平常時の上面利用形態について自治体と調整中。
- 保田遊水地では、川西町がローラースポーツパーク（国際規格のオーバルトラックとしては全国初）としての利用をPPP事業にて展開することを予定（R7供用開始予定）。
- 窪田遊水地では、幹線道路に近い立地もふまえ、2024年の時間外労働規制適用等によるドライバー不足を見据えたトラック輸送の中継地点としての活用について、安堵町及び全日本トラック協会と調整中。

保田遊水地の上面利用（案） ローラースポーツパークとして川西町が運用予定



窪田遊水地の上面利用（案） 2024年問題を見据えた物流中継地点としての利用を検討中



■内外水対応型遊水地のイメージ図

大和川からの外水だけでなく内水も流水地内に取り込むことで、内水氾濫による浸水被害の抑制に貢献



■輸送方式



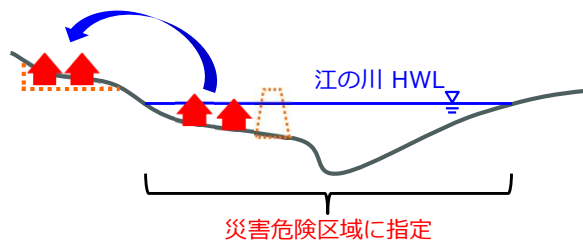
時間外労働規制の適用等によるドライバー不足(2024年問題)を見据え、中継輸送の普及・実用化を推進。

- 港地区は、平成30年、令和2年に浸水被害が発生したことを受け、「防災集団移転促進事業」を活用して、5世帯が集団移転されることになり、令和3年8月に集会所裏の移転候補地を正式に移転地と決定した。
- 移転地の掘削工事は、浜田河川国道事務所が堤防材料として使用する土砂の採取工事として、令和4年9月に着手し、令和5年3月に完了した。今後は、美郷町によるインフラ工事、建物の建築に移行し、令和6年度末までに集団移転の完了を目指す。



■ 移転事業のイメージ

河川事業で堤防を整備する代わりに、防災集団移転促進事業で移転することで、浸水リスクを回避・低減



流域治水の取組事例（日下川／自治体における条例の策定）

四国

- 平成26年洪水と同等規模の洪水が発生しても床上浸水被害を出さないよう、**国土交通省・高知県・日高村で役割分担し各事業を実施**
- 特に日高村は、**令和3年4月に改正された特定都市河川浸水被害対策法の改正内容と同様の趣旨を「日高村水害に強いまちづくり条例」でできる範囲で規定**
- 令和6年12月3日に**日下川が特定都市河川に指定**

平成26年洪水による被害

床上浸水109戸
床下浸水 50戸

A 国による3本目となる放水路の建設

B 県による日下川・戸梶川の改修

C 村による輪中堤の建設
(擁壁の新設・既存擁壁の嵩上げ)

【村】 床上浸水家屋の浸水対策など(浸水防止壁、周囲堤(各戸対策))やソフト対策を実施



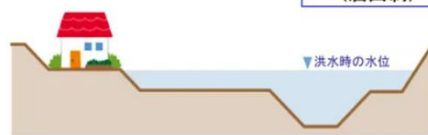
■居室の床高を規制



■貯留浸透阻害行為の届出

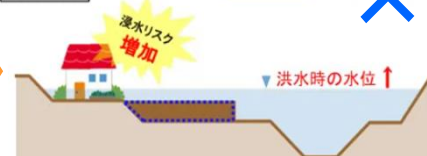
行為前 洪水を貯留

貯留機能の保全
(届出制)



行為後

盛土等によって、洪水貯留量が減少



対策工事後

洪水貯留施設を設置することで、洪水貯留量を行為前と同程度に



【条例第10条】

浸水予想区域内で建築物を新築・増改築するときは、居室の床高を浸水しない高さ(基準高)以上にしてください。

床高規制(許可制)



○「居室」とは、人が生活において継続的に使用する部屋のことをいい、住宅のリビングや事務所の会議室は、居室に含まれます。
○ピロティや物置は、居室には含まれません。
○「基準高」とは、海面からの高さ(T.P.○m・標高)で表します。

◎日高村水害に強いまちづくり条例(令和3年3月制定)

①居室の床高を規制

平成26年洪水と同等規模の洪水が発生しても床上浸水とならないように、**災害危険区域**を設定

②雨水の貯留・浸透機能の保全

③洪水の遊水機能を保全

②と③を阻害する盛土、埋立等については、従前の機能を維持するための措置をとるよう**村長が助言**

関係機関や地域と連携した防災教育、防災出前講座の推進していきます。

- ・学校(教育関係者等)と連携し、小中学生を対象とした防災教育を実施及び先生による防災教育の促進。
- ・長崎大学教育学部学生に対して、長崎大学、気象台、雲仙復興事務所と連携した防災教育の実施。
- ・福祉関係者と連携した防災出前講座の実施。

小中学生を対象とした防災教育



友達や家族の方々と一緒に避難ルートを確認

長崎大学教育学部学生への防災教育



気象・火山・水害に対する防災出前講座

聴覚障害者による防災マップ作りを支援



災害に関する防災講座



手づくり防災マップが完成



学生による防災マップ成果発表 意見交換

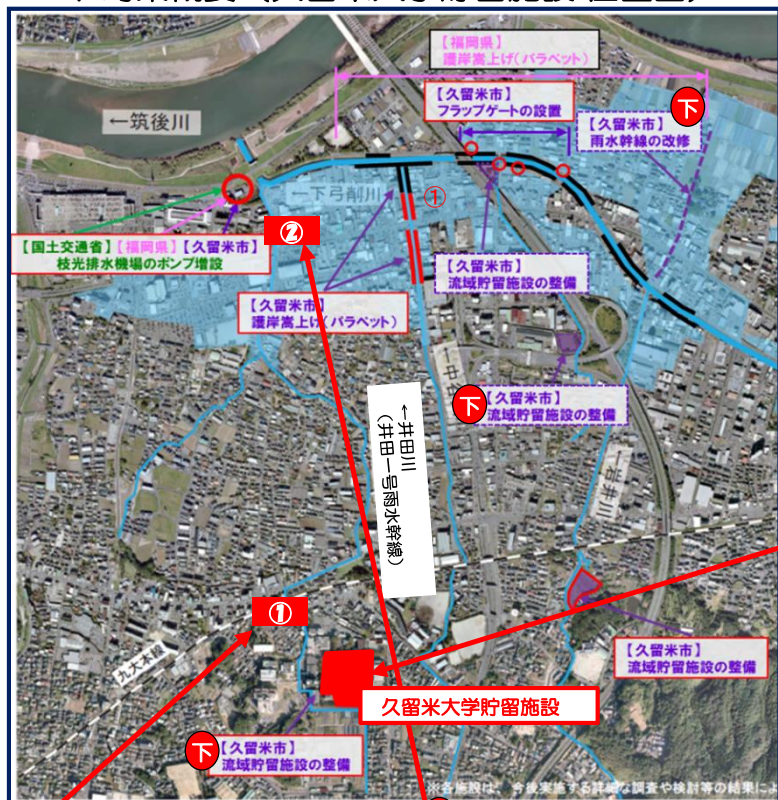


防災まち歩き

◆概要

平成30年7月豪雨を受け、令和2年3月に国・県・市で「下弓削川・江川総合内水対策計画」を策定した。そのハード対策のひとつとして、久留米大学周辺及び下弓削川流域の浸水被害軽減を目的に、久留米大学御井キャンパスの敷地内に貯留施設の整備を行います。

◆ハード対策概要（久留米大学貯留施設 位置図）



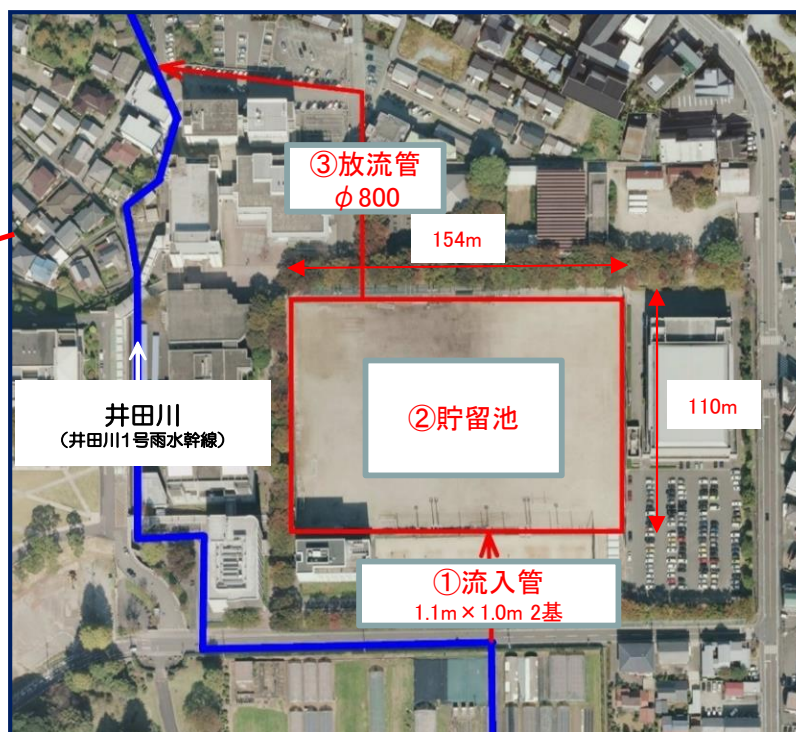
◆浸水被害の状況



◆貯留施設概要

最大貯留容量: 21,800m³(110m×154m×1.3m)
※25mプール(25m×13m×1.3m)約52杯分
グランド掘下式 約2m

◆貯留施設配置図



◆事業の効果

井田川（幹線排水路）を流れる雨水を久留米貯留施設に貯留（貯留容量最大 21,800m³）することで
○下弓削川下流域の浸水被害軽減
○久留米大学周辺の浸水被害軽減

◆市と大学が整備に関する覚書を締結 ～官民連携して浸水対策～

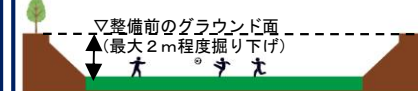


令和3年6月2日締結式の様子



整備後のグラウンド

平常時 グラウンドとして利用



大雨時

